

## 正門付近の警備について

【ご意見・ご要望】(投稿日:2025年10月8日)

本部正門から吉田南正門東の通用門へ自転車で向かう際、道路北側で交通整備を行っていた警備の方から「どうぞ」と声かけをされ、また、自身でも左右の確認をして、道路の横断を開始した。

しかし、その際、道路南側で交通整備をしていた警備の方は本部の自動車出入口からバイクを右折させて東一条通りに出そうと誘導していたらしく、道路中ほどまで横断していたにもかかわらず、通行を妨げるように手を広げ、「ストップ」等の怒声を浴びせてきた。また、この時点ではバイクと自転車はまだ余裕があった。当方が横断を開始したのはまだバイクが右折して東一条通りに入る前であり、予測は困難で、もし横断を止めるのなら道路北側で交通整備をしていた警備の方が止めるべきである。横断を開始した自転車を道路真ん中で止めるべき理由にはならない。その後、南側の警備員に道路真ん中で止めた理由を尋ねたが、「安全のため」という回答しか得られなかった。

少なくとも今回の件で横断してきた自転車の通行を妨げて道路真ん中で制止させることに全く正当性はないし、横断者を危険にさらすだけである。

特に当該警備員は声を荒らげて止まるよう指示する、バイクを自転車が横断している方向に誘導したにもかかわらず自転車を道路真ん中で静止を指示するなど、明らかに冷静な判断ができていたとは思えない状態であった。

一度、交通整理に関するルールの再確認を行っていただきたい。

また、本件にかかわらず、交通整理を行う警備の方が不必要に大きな声を出したり、ぞんざいな態度で人の流れをコントロールしようとしていたりしているのをたびたび目している。

その点についても改めていただきたい。

【回答】(回答日:2025年10月22日)

(回答部署:施設部プロパティ運用課)

本部構内を担当する警備員にご意見の内容を周知し、車両、歩行者誘導時の警備員間の連携等再確認を行うとともに、丁寧な対応を心掛けるよう指導しました。

なお、特に正門近辺において、自転車、歩行者の交通量が集中する輻輳時には、担当警備員が衝突回避等の理由により、やむをえず大声・強い口調で誘導せざるをえない場合がありますので、ご理解、ご協力のほどよろしく申し上げます。